

町税を一時に納税できない方のために猶予制度があります

徴収の猶予

- ① 災害を受け、又は盗難にあったこと
- ② 納税者が病気にかかり、又は負傷したこと
- ③ 事業を廃止し、又は休止したこと
- ④ 事業につき著しい損失を受けたこと
- ⑤ 法定納期限から1年以上経過した後に、納税すべき税額が確定したこと

上記の猶予該当事実に基づき、町税を一時に納税することができないときは、申請することにより1年以内の期間に限り徴収の猶予が認められる場合があります。

申請による換価の猶予

町税を一時に納税することにより、事業継続又は生活の維持を困難にするおそれがあり、納税について誠実な意思を有するなどの一定の要件に該当するときは、その町税の納期限から6か月以内に申請することにより、1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められる場合があります。

※ 申請する町税以外に、既に滞納となっている町税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※ 申請による換価の猶予は、平成 28 年4月1日以後に納期限が到来する町税について適用されます。

※ 上記の「申請による換価の猶予」のほか、職権に基づく換価の猶予制度があります。

猶予が認められると…

- ① 財産の換価（換価の猶予の場合）や差押えなど（徴収の猶予の場合）が猶予されます。
- ② 猶予期間中の延滞金の全部（上記①及び②に該当する場合の徴収の猶予の場合のみ）又は一部が免除されます。

※ 猶予が認められても、納税の義務そのものがなくなるものでなく、猶予期間中に納税していただく必要があります。

○町税を納期限までに納税できない場合には、お早めに税務課までご相談ください。

※督促状を受けても納税されない場合、差押などの滞納処分を受けることがあります。

※納期限の翌日から納税までの期間の日数に応じ、税額に一定の割合を乗じた額の延滞金が課されます。

湯沢町役場 税務町民部 税務課 収納係

TEL:025-784-3452 FAX:025-784-2724

申請手続きは次ページへ 

申請手続きについて

<提出書類>

- ① 「徴収の猶予（期間の延長）申請書」又は「換価の猶予（期間の延長）申請書」
- ② 猶予該当事実を証する書類（表面①から④に該当する場合の徴収の猶予の場合のみ）
※罹災証明書、医療費の領収書、廃業届、決算書など
- ③ 「財産目録」
- ④ 「収支の明細書」
- ⑤ 担保の提供に関する書類（担保を提供しない場合を除く）

<申請期限>

○徴収の猶予 ⇒ 表面①から④に該当する場合は、申請の期限はありませんが、猶予を受けようとする期間より前に申請してください。表面⑤に該当する場合は、猶予を受けようとする町税の納期限までに申請してください。

○換価の猶予 ⇒ 猶予を受けようとする町税の納期限から6か月以内に申請してください。

<担保の提供>

原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要がある、地方税法により担保として提供することができる財産には、次のようなものがあります。

- ・国債、地方債及び町長が確実と認める社債その他の有価証券
- ・土地、建物
- ・町長が確実と認める保証人の保証

ただし、猶予を受ける金額が 100 万円以下である場合、猶予を受ける期間が3か月以内である場合、又は担保として提供することができる財産がないといった事情がある場合などで納税が確実と見込まれる場合には、担保を提供しなくても良いと認められる場合がありますので、事前にご相談ください。

<猶予の期間>

猶予を受けることができる期間は、1年の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く町税を完納できると認められる期間に限り、ます。なお、猶予を受けた町税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納税する必要があります。

猶予の許可又は不許可

提出された書類の記載内容と面談等による聴取内容（必要により預金通帳、帳簿書類、決算書等の確認を求める場合があります。）により審査を行い、猶予の許可又は不許可を通知します。猶予が許可された場合は、湯沢町から送付される「徴収の猶予（期間の延長）の許可通知書」又は「換価の猶予（期間の延長）の許可通知書」に記載された納付（納入）計画のとおり納税する必要があります。

猶予の取消し

猶予が認められた後に次のいずれかに該当するときは、猶予が取り消される場合があります。

- ア 繰上徴収事由に該当する事実があるとき
- イ 納付（納入）計画が履行されないとき
- ウ 増担保等の提供の求めに応じないとき
- エ 猶予に係る町税以外の町税を新たに滞納したとき
- オ 偽りその他の不正な手段により申請されたことが判明したとき
- カ 業況等の好転により資力が回復したとき